

原子力緊急事態宣言が発令された際等に原子力事業者等に対して指導すべき事項
(原子力施設)

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 42 条第 1 項各号のいずれかに該当する事故が発生した場合、又は、原子力災害対策本部による原子力緊急事態宣言が発令される等の事態が発生し、当該事態等に対する応急措置として緊急作業が実施される場合、緊急作業従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減する等のため、次に掲げる事項に留意の上、原子力施設の長を指導すること。

1 放射線管理関係

次に掲げる事項について原子力施設の長を指導するとともに、その実施状況を確認すること。

(1) 被ばく線量管理部門の体制の構築

通常の線量管理システムが使用できない場合、原子力施設において、線量計貸出し担当者を臨時に増員すること等により、被ばく線量管理体制を構築すること。

(2) 個人線量計の確保

ア 事故発生後に警報付き電子式個人線量計（以下「APD」という。）（電池式でない場合は充電器、非常用発電機を含む。以下「APD等」という。）が充足しているか確認すること。

イ APD等が不足していることがわかった場合、事前の協定等に基づき、直ちに他の原子力施設から融通を受けること。

(3) 線量計貸出し管理

ア 個人認識番号（以下「ID番号」という。）、写真付きの入構証を発行し、ID番号別に被ばく線量を管理できるパーソナルコンピューター又は緊急時に使用可能な電算システム等を使用したバックアップシステム（以下「バックアップシステム」という。）の稼働を図ること。

イ バックアップシステムが稼働するまでの間、放射線管理手帳の中央登録番号、自動車運転免許証番号（これらが使用困難な場合は生年月日と氏名の組み合わせ）等を臨時のID番号（以下「臨時ID番号」という。）として使用し、手書きの管理簿により線量計の管理を行うこと

ウ バックアップシステムの稼働後は、自動車運転免許証等の公的書類による個人確認を行った上で、入構証の発行、ID番号別の線量計の貸出し、被ばく線量の記録を実施すること。

(4) 労働者への被ばく線量の通知

ア バックアップシステムの稼働を図り、労働者に被ばく線量のレシートを発行すること。

イ バックアップシステムが稼働できない間、線量計返却時に手書きでもよいので、被ばく線量を記載した書面を労働者に交付すること。

ウ 入力された被ばく線量データを元方事業者に速やかに伝達すること。

(5) 内部被ばく測定の実施

- ア 常用のホールボディカウンタ（以下「WBC」という。）が使用不能になった場合、事前の協定に従い、他の原子力施設等に依頼し、移動可能なWBCを確保し、適切な場所に移設すること。
- イ 日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所等（以下「高度放射線専門機関」という。）との連携を図り、放出された核種に適合した内部被ばく評価モデルを速やかに確立すること。
- ウ 通常被ばく線量限度を超えるおそれのある者について、高度放射線専門機関のWBCを活用する等により、核種同定、摂取日の特定等を迅速に行い、預託線量を確定すること。
- エ 預託線量と外部被ばく線量の名寄せ及び合算を速やかに行い、被ばく線量限度を超えないように管理すること。
- (6) 連絡先不明者への対応
- ア あらかじめ定められた緊急時の線量計の貸出し管理を実施すること（再掲）。
- イ 連絡先不明者が発生した場合は、元方事業場と協力の上、類似氏名確認、関係事業場への再確認等を迅速に実施すること。

2 保護具、保護衣関係

次に掲げる事項について原子力施設の長を指導するとともに、実施状況を確認すること。

(1) 屋内の空気中の放射性物質による被ばく防止

- ア 事故発生後、空気中の放射性物質の濃度の測定により電離則第3条第3項の厚生労働大臣が定める限度（以下「空気中濃度限度」という。）を超える空気汚染がないことが確認できるまで、緊急時に労働者が常駐又は待機する原子力施設内の場所（通常時は空気汚染がないとされている場所を含む。以下「待機場所等」という。）における全ての労働者に、チャコールフィルター付きマスクを直ちに装着させること。
- イ 破過時間を考慮し、十分な数のチャコールフィルターを各待機場所等に配付すること。
- ウ 空気中濃度限度を超える空気汚染がないことを確認できない作業場所等で労働者を待機させる場合、適切な頻度で労働者を、空気中濃度限度を超える空気汚染がないことが確認できた待機場所等で休憩させること。
- エ 待機場所等の空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を継続的に測定すること。
- オ 空気中濃度限度を超える空気汚染がないと確認されていない待機場所等において待機する全ての労働者に対して、内部被ばく測定を迅速に実施すること。
- カ 女性労働者がいる待機場所等を優先し、空気中の放射性物質の濃度、空間線量率の測定を継続的に行い、被ばく線量限度を超えるおそれのある場合は、女性労働者を直ちに待避させること。

(2) マスクの適切な装着の徹底

新規入場者に対し、次の事項に留意したマスクの性能及び装着方法等に関する教育を迅速に実施すること。

- ・フィットテストの使用等による適切な装着の確認
- ・眼鏡着用者に対するシールピース等の漏洩防止措置
- ・マスクの脱着の手順、フィルター装着の確認
- ・マスク内部の汚染を防止するためのマスクの適切な取扱い

(3) 汚染水による汚染の防止

- ア 十分な数の保護衣等を確保し、労働者に適切に着用させること。
- イ 汚染水を扱う作業がある場合、作業手順書等を作成し、それを用いた教育を適切に実施すること。

(4) 適切な労働者教育の実施

- ア 新規入場者等教育が必要な緊急作業従事者等に対して、あらかじめ準備した教材及びカリキュラムを使用して、必要な教育を実施すること。
- イ 教育の実施スペース、テキスト、講師の充足状況を確認し、不足する場合は本店等からの支援を仰ぐこと。

3 健康管理関係

(1) 原子力施設の医療体制の整備

次に掲げる事項について原子力施設の長を指導するとともに、その実施状況を確認すること。

- ア 緊急作業従事者の人数に応じ、あらかじめ準備されていた医療体制に基づき、医療職の派遣等について依頼を行うこと。
- イ 通常の診療室等が使用できなくなった場合、あらかじめ準備しておいた場所で緊急対応用の診療施設等の立上げを行うこと。
- ウ 緊急作業に従事する労働者の心身の健康確保が十分なされるよう、必要な体制を速やかに立上げること。

(2) 熱中症防止対策

次に掲げる事項について原子力施設の長を指導するとともに、その実施状況を確認すること。

- ア 高温多湿の場所で作業を実施する場合等、あらかじめ準備されていた熱中症対策（重装備での炎天下における作業を想定したクールベスト（保冷庫含む）の購入先の確保、必要な性能を備えた休憩施設の設置の検討、熱中症発生時の所内対応手順の確立、湿球黒球温度を用いた熱中症予防のための予報、熱中症教育教材の確保等を含む）を適切に実施すること。
- イ 問診票等を活用してこまめな体調チェックを行うこと。
- ウ 熱中症が発生した際には、その原因を分析し再発防止に生かすとともに、元方事業者で構成する協議会等により、情報共有を行うこと。

(3) 臨時健診の実施指示

緊急作業従事者の被ばく状況を踏まえ、必要がある場合、道府県労働局長は、次に掲げる事項に留意し、本省労働衛生課と協議の上、原子力施設の長及び元方事業者に対し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 4 項に基づく臨時健康診断の実施を指示すること。

- ア 作業内容及びそれに伴い危惧される健康影響を見極め、現地の設備等の制約も考慮し、必要最小限の対象者・項目を厳選した上で臨時の健康診断の実施を指示すること。
- イ 熱中症対策の必要性も考慮し、限られた頻度で医師による一律の検査を行うのみならず、問診票等を活用してこまめな体調チェックを行い、医師は随時対応する方法についても検討すること。
- ウ 元方事業者を的確に把握して漏れなく指示すること。

エ 臨時の健康診断の実施の指示の際、期限を明確にして実施状況報告を求めること。

原子力施設の長に対しては、併せて、以下の事項を指導すること。

ア 指示された臨時健診の項目に基づき、臨時健診を実施すること。

イ 元方事業者を的確に把握し、関係請負人の労働者に適切に臨時健診を実施させること。

ウ 元方事業者における臨時健診の実施状況を把握すること。

(4) 原子力施設からの患者搬送体制の構築

次に掲げる事項について原子力施設の長を指導するとともに、その実施状況を確認すること。

ア 医療体制連絡会議での合意に従い、緊急時の搬送体制について依頼を行うこと。

イ 事故の状況に応じてあらかじめ準備しておいたドクターヘリ等の離発着場を準備するとともに、医療体制連絡会議での合意に従い、ドクターヘリ等の運用について依頼を行うこと。

4 作業届、請負実態把握等

(1) 作業届の作成、審査の体制の整備

緊急作業に関する作業届は、必要に応じ、本省も審査を行う（別途指示）ので、本省と連携を図りつつ審査を行うこと。

原子力施設の長に対しては、以下の事項を指導すること。

ア あらかじめ定められた計画に基づき、緊急作業内容を企画、審査し、適切な被ばく線量低減措置を含む作業届を作成できる体制を構築すること。

イ あらかじめ示された指摘事項等を踏まえ、緊急作業内容を企画、審査し、適切な被ばく線量低減措置を含む作業届を作成すること。

(2) 請負実態把握

ア 所轄労働基準監督署より、原子力施設から発注先元方事業者に関する情報を入手し、直接元方事業者にアプローチし、請負の実態把握を行うこと。

イ 原子力施設に対して、元方事業者を通じて請負状況を把握し、教育、健康診断の実施が適切に行われているかどうかを確認するよう指導すること。

(3) 宿泊施設と飲食の確保等

ア 関係省庁と連携し、作業員の衣食住の状況を確認し、事業場に対し作業員の健康確保の観点等から必要な指導を実施すること。

イ 原子力施設に対し、あらかじめ定められた計画に基づき、仮眠施設の確保や食事の提供を行うよう指導すること。